

東近江市ふるさと寄附条例の一部を改正する条例の制定について

東近江市ふるさと寄附条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 28 年 2 月 29 日提出

東近江市長 小 椋 正 清

東近江市ふるさと寄附条例の一部を改正する条例

東近江市ふるさと寄附条例（平成 20 年東近江市条例第 29 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条各号を次のように改める。

- (1) 鈴鹿の山々から琵琶湖まで広がる自然や魅力ある歴史、文化、伝統を生かしたまちづくりに関する事業
- (2) 誰もが暮らしやすいまちをつくるための担い手となる人材の育成に関する事業
- (3) 安全で快適なまちをつくるための都市基盤の整備に関する事業
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業

附 則

この条例は、公布の日から施行する。